

## 船橋市特定退職金共済掛金補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市特定退職金共済掛金補助金交付規則(平成5年規則第26号。以下「規則」という。)に基づく加入事業主が特定退職金共済掛金補助金(以下「補助金」という。)の交付申請の手続きを明確にするため、必要な事項を定めるものとする。

(添付書類)

第2条 規則第5条に規定する市長が必要があると認める書類は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 補助金の交付対象となる共済掛金の納付を証明できるもの
- (2) 市税の納付を確認できるもの

(補助対象掛金の増額の取扱い)

第3条 規則第2条に規定する補助対象掛金を当該補助対象月の期間に増額したときは、その増額した掛金を含めて補助対象掛金とする。この場合において、増額した掛金に係る補助の期間は当初の期間を超えないものとする。

(関係帳簿の整備等)

第4条 第2条に規定する書類を整備し、補助金の交付を受けた日から10年間保管しなければならない。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。